

地方独立行政法人宮城県立こども病院
令和3年度の業務実績に関する評価結果

令和4年9月

宮 城 県

目 次

第1	評価の視点	1
第2	全体評価について	
1	令和3年度業務実績全般の評価	2
2	診療事業及び福祉事業	2
3	成育支援・療育支援事業	2
4	業務運営の見直し及び効率化による収支改善	3
5	予算、収支計画及び資金計画等	3
第3	項目別評価について	4
1	県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置	
(1)	診療事業及び福祉事業	
①	質の高い医療・療育の提供	5
②	患者・家族の視点に立った医療・療育の提供	5
③	患者が安心できる医療・療育の提供	6
(2)	成育支援・療育支援事業	6
(3)	臨床研究事業	7
(4)	教育研修事業	7
(5)	災害時等における活動	8
2	業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	
(1)	効率的な業務運営体制の確立	8
(2)	業務運営の見直し及び効率化による収支改善	9
3	予算、収支計画及び資金計画	
4	短期借入金の限度額	
5	出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画	
6	前記の財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画	
7	剰余金の使途	
8	積立金の処分に関する計画	
9	その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置	
(1)	人事に関する計画	10
(2)	職員の就労環境の整備	11
(3)	医療機器・施設整備に関する計画	11
別紙	地方独立行政法人宮城県立こども病院の業務実績に関する評価の考え方について〈抜粋〉	12
	地方独立行政法人宮城県立こども病院評価委員会名簿	15

第1 評価の視点

「宮城県立こども病院」は、平成15年11月の開院以来、宮城県の小児医療システムの中核を担う周産期・小児医療分野の高度専門医療を集約的に提供する病院として、その役割を果たしてきた。こうした中で、病院の使命や理念のより確実な実現を図ること、継続的かつ安定的な医療を提供する観点から、運営形態を県立民営方式から地方独立行政法人に移行することとし、平成18年4月1日、「地方独立行政法人宮城県立こども病院」（以下「こども病院」という。）が設立された。

また、急性期から慢性期に至るまでの高度な医療・療育サービスの提供を行うことを目指し、平成27年4月1日に県立県営の医療型障害児入所施設である宮城県拓桃医療療育センター（以下「拓桃」という。）と運営主体を統合し、平成28年3月1日には拓桃がこども病院に移転し、一体的な運営が可能となった。

こども病院は、その担うべき役割を十分に認識し、その使命や理念の確実な実現を図ることが求められており、設立団体の長である宮城県知事は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第28条の規定により、事業年度ごとにこども病院の業務実績について評価を行うことになっている。

令和3年度のこども病院の業務実績の評価は、宮城県知事が定めたこども病院が達成すべき業務運営に関する目標を踏まえ、別紙「地方独立行政法人宮城県立こども病院の業務実績に関する評価の考え方について」に基づき、こども病院が作成した地方独立行政法人宮城県立こども病院中期計画（以下「中期計画」という。）及び地方独立行政法人宮城県立こども病院令和3年度計画（以下「年度計画」という。）の事項ごとに行ったものである。

なお、本評価に当たっては、こども病院から提出された業務実績報告に基づき、ヒアリング等を実施している。

第2 全体評価について

1 令和3年度業務実績全般の評価

長引く新型コロナウイルス感染症による病院運営への影響が見込まれる中、令和3年度においても収支改善に努め、安定的な経営を維持するとともに、新型コロナウイルス感染症対策本部会議を設置し、院内感染防止対策の実施、感染症患者の受入、ワクチン接種事業等に取り組んだことは評価できる。

まだ見えぬ新型コロナウイルス感染症の収束を見据えながら、令和4年度からの4年間の第5期中期目標期間中の経営方針等を院内において十分に共有し、継続的に安定して良質な医療が今後も提供されることを期待する。

2 診療事業及び福祉事業

新型コロナウイルス感染症対策における「入院協力医療機関」として、県の医療提供体制確保に寄与しつつ、各分野におけるチーム医療の実践、新たな遺伝子治療を実施するなど、高度で専門的な知識と技術に支えられた、良質で安全な医療・療育を行っていることが評価できる。

3 成育支援・療育支援事業

コロナ禍による面会及び外泊制限の中、こどもたちの余暇活動を充実させて情緒の安定を図ったことは評価できる。

また、障害児とその家族に対する地域生活支援として、障害児とその家族及び地域スタッフに対し、オンライン形式にて講話を開催し、利用者から高い評価を得られたことから、利用者の利便性向上に寄与していると認められる。

4 業務運営の見直し及び効率化による収支改善

医療機器整備に当たり、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金等を活用するなど収益確保を行い、収支改善に努めていることは評価できる。

今後も収支改善を意識し、費用縮減に努められたい。

5 予算、収支計画及び資金計画等

新型コロナウイルス感染症に関連した補助金等の積極的な活用により収支改善に取り組んだ結果、当期純利益が364,016千円となったことは評価できる。

しかし、今後、病院として経営を安定させていくためにも経費削減を怠らず、常に改善方策の検討に努められたい。

第3 項目別評価について

項目別評価については、下記5段階の判定基準により、13の項目ごとに評価を行った。

【判定基準】

判定基準	判定結果数
「S」：目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる ・ 量的目標においては対計画値の110%以上で、かつ困難度が「高」とされている場合 ・ 量的目標で評価できない項目についてはS評価なし	0
「A」：目標を上回る成果が得られていると認められる ・ 量的目標においては対計画値の110%以上、又は対計画値の100%以上で、かつ困難度が「高」とされている場合 ・ 量的目標がない項目においては目標の水準をはるかに上回る「成果」があるといえる根拠、理由が明確に認められる場合	5
「B」：目標を達成していると認められる ・ 量的目標においては対計画値の100%以上110%未満、又は対計画値の100%を概ね満たしており、かつ困難度が「高」とされている場合 ・ 量的目標がない項目においては目標の水準を上回る「成果」があるといえる根拠、理由が明確に認められる場合	8
「C」：目標を下回っており、改善を要する ・ 量的目標においては対計画値の80%以上100%未満 ・ 量的目標がない項目においては目標の水準を下回る場合	0
「D」：目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める ・ 量的目標においては対計画値の80%未満 ・ 量的目標がない項目においては目標の水準を下回っており、抜本的な業務の見直し等が必要であると認められる場合	0
合計	13

【項目別評価】

項目名	判定結果
1 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置	
(1) 診療事業及び福祉事業	
① 質の高い医療・療育の提供	A
② 患者・家族の視点に立った医療・療育の提供	B
③ 患者が安心できる医療・療育の提供	A
(2) 成育支援・療育支援事業	A
(3) 臨床研究事業	B
(4) 教育研修事業	B
(5) 災害時等における活動	A
2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	
(1) 効率的な業務運営体制の確立	B
(2) 業務運営の見直し及び効率化による収支改善	B
3 予算、収支計画及び資金計画 4 短期借入金の限度額 5 出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画 6 前記の財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画 7 剰余金の使途 8 積立金の処分に関する計画	B
9 その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置	
(1) 人事に関する計画	B
(2) 職員の就労環境の整備	A
(3) 医療機器・施設整備に関する計画	B

1 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

(1) 診療事業及び福祉事業

① 質の高い医療・療育の提供

〔判定結果〕

A

〔判定理由〕

- 新たな遺伝子治療を実施するなど、コロナリスク管理を徹底しながら高い医療・療育の提供に努めたことを評価し、Aと判定した。

〔評価委員からの意見、指摘等〕

〈高度で専門的な医療への取組及び政策医療の適切な実施〉

- コロナ禍においても、質の高い専門的な医療・療育によく取り組んでいる。

〈小児リハビリテーションの充実〉

- 小児におけるリハビリテーションは、機能回復等が将来へ大きく影響していくと考える。引き続きリハビリテーションの強化に期待する。

② 患者・家族の視点に立った医療・療育の提供

〔判定結果〕

B

〔判定理由〕

- 患者及びその家族が相談しやすい環境づくりに努めるためオンラインを活用した説明・相談体制を整えたこと。
 - ホームページを全面更新し、分かりやすい情報提供に努めたこと。
- これらの取組などを評価し、Bと判定した。

〔評価委員からの意見、指摘等〕

〈分かりやすい説明と相談しやすい環境づくり〉

- コロナ禍でも、オンラインを利用した患者・家族への説明等がなされている。

③患者が安心できる医療・療育の提供

〔判定結果〕

A

〔判定理由〕

- 適切な回数の定期ラウンド¹及び「医療安全・感染対策ポケットマニュアル」を作成・配布し、重大なインシデントを縮減させたことなどから、患者が安心できる医療・療育の提供に努めていると評価し、Aと判定した。

〔評価委員からの意見，指摘等〕

〈医療安全対策の充実／院内感染防止対策の充実〉

- 医療安全対策はよくなされており，インシデント²3b以上は減少している。
- 医療安全・感染防止対策に取り組むためのチームや委員会活動が計画的に行われ，良い結果につながったと考える。

(2)成育支援・療育支援事業

〔判定結果〕

A

〔判定理由〕

- コロナ禍による面会・外泊制限の中，こどもたちの情緒の安定を図るため余暇活動を充実させていることなどから，成育支援・療育支援事業の充実に努めていると評価し，Aと判定した。

〔評価委員からの意見，指摘等〕

〈生育支援・療育支援体制の充実〉

- 成育支援・療育支援事業に関わる日ごろの実践内容を整理評価するとともに，専門職としての経験を蓄積し，技量の向上に努めている。

¹ ラウンド：病棟や病室内の見回り。

² インシデント：患者の診療やケアにおいて本来あるべき姿から外れた行為や事態のことであり，具体的には医療上の事故等，ヒヤリ・ハット事例，医療行為による合併症のこと。

〈こどもの成長・発達への支援〉

- コロナ禍で行事・イベント・慰問等が制限される中，オンライン等を利用して種々工夫されている。

(3) 臨床研究事業

〔判定結果〕

B

〔判定理由〕

- 臨床研究を積極的に遂行した結果，その成果として新規承認件数が33件承認されていることを評価し，Bと判定した。

〔評価委員からの意見，指摘等〕

〈臨床研究の推進／治験の推進〉

- 臨床研究は外部とも連携し積極的に行われている。
- 学会発表，論文発表も精力的に行われている。
- 治験は小児治験ネットワーク等を活用しよく実施されている。

(4) 教育研修事業

〔判定結果〕

B

〔判定理由〕

- 臨床研修医及び後期研修医の受入人数を増やし，若手医師の育成に努めたこと。
 - 家族看護専門看護師を新たに育成したこと。
- これらの取組などを評価し，Bと判定した。

〔評価委員からの意見，指摘等〕

〈質の高い医療・療育従事者の育成〉

- 家族支援専門看護師を育成いただいたことは，県内では1人だけであり，貴重な存在である。小児のみならず，今後幅広い活躍に期待したい。

(5) 災害時等における活動

〔判定結果〕

A

〔判定理由〕

- 院内において定期的に新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催したほか、時間外に大規模災害が発生した際の初動を迅速化するため、防災マニュアルを改正したことなどを評価し、Aと判定した。

〔評価委員からの意見、指摘等〕

- 新型コロナウイルス感染症関連の取組、休日や時間外の災害発生への対応の対策などを評価する。
- 新型コロナウイルス感染対策に加え、一般的な災害時対策、消防訓練、防犯対策などを継続している。

2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

(1) 効率的な業務運営体制の確立

〔判定結果〕

B

〔判定理由〕

- 院長・副院長らが行う経営改善への取組（「病院取組 ver.2」）について、その取組状況と課題等について病院職員と共有すべく令和4年2月に報告会を開催し、業務運営への職員の主体的な参画を促していることなどを評価し、Bと判定した。

〔評価委員からの意見、指摘等〕

〈効率的・効果的な組織の構築〉

- 病院運営に関する情報を職員へ提示・伝達することは、非常に重要であると思う。62の委員会を継続しているとの報告であったが、会議をスリム化し効率化していくことも視野に入れて検討していくことを期待する。

(2) 業務運営の見直し及び効率化による収支改善

〔判定結果〕

B

〔判定理由〕

- 新型コロナウイルス感染症の影響により病床利用率は病院全体的に低かった。しかし、新型コロナの患者や他の感染症の患者の入院の増加により、個室の確保が困難な状況もあったが、調整会議において病院全体でベッドの情報を共有・調整を行ったこと。
- また、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金等を活用した医療機器整備を行ったこと。

これらのように収益確保を行い、収支改善に努めていることなどを評価し、Bと判定した。

〔評価委員からの意見、指摘等〕

〈医療資源の有効活用〉

- 新型コロナウイルス感染患者の入院治療を行いながら、うまくベッド調整を行い他の入院患者もできるだけ受け入れている。病棟間の連携がうまくなされていたものと思われる。

〈収支改善の取組〉

- 経費節減のための、医療材料・医薬品等の適切な管理を行っており、必要に応じて購入・管理の方法の見直しを行っている。

- 3 予算、収支計画及び資金計画 4 短期借入金の限度額 5 出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画 6 前記の財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画 7 剰余金の使途
8 積立金の処分に関する計画

〔判定結果〕

B

〔判定理由〕

- 新型コロナ関連補助金の積極的な活用などの結果、経常収支比率が103.4%と前年度を上回るなど、業務運営の改善・効率化による財務内容の改善に努めていると評価し、Bと判定した。

〔評価委員からの意見、指摘等〕

- 目標とする経常収支比率と医業収支比率と全て達成している。
新型コロナウイルス関連補助金等がない平常時においても業務運営の改善・効率化に常に努めて、目標を達成できる体制にしてほしい。

9 その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

(1) 人事に関する計画

〔判定結果〕

B

〔判定理由〕

- ハローワーク等の関係機関と連携し、一時的ではあるものの年度内において法定障害者雇用率を達成できたことなどを評価し、Bと判定した。

〔評価委員からの意見、指摘等〕

〈人事に関する方針〉

- 適正な人員数を意識していると思われるが、令和6年4月からの医師の働き方改革の本格導入を視野に入れて、タスクシフトや体制の整備などの準備を進めることを期待する。

(2) 職員の就労環境の整備

〔判定結果〕

A

〔判定理由〕

- 看護師離職率の低さ等から見える良好で快適な就労環境の整備や維持に努めていることを評価し、Aと判定した。

〔評価委員からの意見、指摘等〕

- メンタルヘルス不調の早期発見と未然防止に取り組んでいる。

(3) 医療機器・施設整備に関する計画

〔判定結果〕

B

〔判定理由〕

- 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金等を積極的に活用した医療機器の整備を行ったこと。
- 次期中期計画において整備すべき医療機器の整理を行ったこと。

これら医療機器等の整備を適切に実施したことなどを評価し、Bと判定した。

〔評価委員からの意見、指摘等〕

〈医療機器・施設整備計画〉

- 必要な医療器械、医療情報システム及び施設設備の更新・整備を計画的に行っている。

〈医療情報システムの整備・効率的活用〉

- 医療情報システムの整備・効率的活用が図られていることを評価する。

[別 紙]

地方独立行政法人宮城県立こども病院の業務実績に関する
評価の考え方について (抜粋)

平成19年 1月29日
一部改正平成28年 7月 4日
一部改正平成30年 7月 6日
一部改正令和 元年 6月19日
一部改正令和 2年 6月 9日

この「評価の考え方」は、地方独立行政法人宮城県立こども病院評価委員会（以下「委員会」という。）から意見を聴取し、県が行う地方独立行政法人宮城県立こども病院（以下「法人」という。）の業務実績評価の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

1 評価の基本方針

法人の業務運営の改善やサービス水準の向上等に資するため、法人の業務に関し、公共性及び透明性を確保するべく、県民の視点に立って、財務評価のみならず、社会的な観点からも評価を行うこととし、その評価の種類は、次の2つとする。

(1) 各事業年度に係る業務の実績に関する評価

当該事業年度における中期計画の実施状況の調査・分析をし、当該事業年度における業務の実績の全体について総合的に評価するものとする。

(2) 中期目標に係る業務の実績に関する評価

当該中期目標の期間における中期目標の達成状況の調査・分析をし、当該中期目標の期間における業務の実績の全体について総合的に評価するものとする。

2 各事業年度に係る業務の実績に関する評価の方法

中期計画等に掲げた項目ごとに行う「項目別評価」と業務実績全体の状況について行う「全体評価」の2つを併せて行うものとする。

(1) 項目別評価

項目別評価は、中期計画及び年度計画の個別項目ごとの進捗状況について、次により評価するものとする。

① 業務の実施状況を幅広く把握し、可能な限り客観的な評価の実施に努める。

〈留意点〉

*業務実績の目標数値がある場合にはその達成度合、定性的な目標の場合には具体的な業務実績を把握して総合的に評価する

*業務実績については、数量だけで判断するのではなくその質についても考慮する

*業務実績に影響を及ぼした要因、予期せぬ事情の変化等についても考慮する

*業務実績と中期計画・年度計画との間に乖離が生じた場合にはその発牛理由等を把握し、その妥当性等について評価する

*予算・収支計画について実績と計画との間に大きな差異がある場合にはその発牛理由等を把握し、その妥当性等について評価する

*経年比較が可能な事項については、適宜その結果を参考にして評価する

*財務内容の評価に当たっては、法人から提出される財務諸表等を参考とする

② 判定基準として、以下の5段階で評定し、原則としてその理由を付記する。なお、評価項目

に小項目を設けている場合にも準用する。

〈判定基準〉

- 「S」：目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる
- ・ 定量的目標においては対計画値の 110%以上で、かつ困難度が「高」とされている場合
 - ・ 定量的目標で評価できない項目についてはS 評価なし
- 「A」：目標を上回る成果が得られていると認められる
- ・ 定量的目標においては対計画値の 110%以上、又は対計画値の 100%以上で、かつ困難度が「高」とされている場合
 - ・ 定量的目標がない項目においては目標の水準をはるかに上回る「成果」があるといえる根拠、理由が明確に認められる場合
- 「B」：目標を達成していると認められる
- ・ 定量的目標においては対計画値の 100%以上 110%未満、又は対計画値の 100%を概ね満たしており、かつ困難度が「高」とされている場合
 - ・ 定量的目標がない項目においては目標の水準を上回る「成果」があるといえる根拠、理由が明確に認められる場合
- 「C」：目標を下回っており、改善を要する
- ・ 定量的目標においては対計画値の 80%以上 100%未満
 - ・ 定量的目標がない項目においては目標の水準を下回る場合
- 「D」：目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める
- ・ 定量的目標においては対計画値の 80%未満
 - ・ 定量的目標がない項目においては目標の水準を下回っており、抜本的な業務の見直し等が必要であると認められる場合

(2) 全体評価

全体評価は、(1)の項目別評価の結果を踏まえ、次のような観点から中期計画の進行状況や達成度について、記述式により評価するものとする。

- ① 法人の設立目的に照らし、業務により得られた成果が、県民の健康の確保及び増進にどの程度寄与されたか。

〈留意点〉

- * 周産期・小児医療分野における高度専門医療及び高度な療育サービスの集約的提供や県全体の周産期・小児医療、療育水準の向上を図るといった、県の担うべき、政策医療・療育が確実に実施されているか
- * 患者・家族の視点に立った県民に満足される安心・安全で質の高い医療・療育の提供、質の高い医療従事者や療育関係職員の養成に努めるなど、県民の医療・療育需要の変化に的確に対応するための取り組みを行っているか

- ② 地方独立行政法人制度の基本理念である公共性、透明性及び自主性の観点から、適正かつ効率的に業務を実施されたか。

〈留意点〉

- * 県民に対する説明責任を重視し、病院・施設の運営状況等を明らかにするよう努めるなど、透明性が図られているか
- * 目標とする業績を達成できるよう、法人の業務・組織の全体的な効率化が図られているか
- * 法人としての利点を生かした自律的・弾力的な業務運営がなされているか

(3) 具体的な実施方法

次の手順により評価を行うものとする。

① 法人

- ◇ 毎年6月末までに前年度の業務の実績を明らかにした報告書を作成し、県へ提出する。
- ◇ 業務実績を自己点検し、その状況を項目ごとに自己評価（(1)の②の判定基準を準用し、評価に至った理由等を付記）するとともに、委員会における評価の際に参考となるよう、必要に応じ、関係する客観的な資料を提出する。

② 委員会

- ◇ 法人からの事業説明などを通じ、法人の自己点検・評価等に対して意見を述べる。
- ◇ 県が作成した評価案に対して、意見を述べる。

③ 県

- ◇ 法人の自己点検・評価等に対する委員会委員の意見を参考に、県としての評価案を作成する。
- ◇ 作成した評価案に対する委員会委員の意見を勘案し、評価を確定させるとともに、評価結果を法人及び委員会に通知し、議会に報告する。

地方独立行政法人宮城県立こども病院評価委員会 名簿

【評価委員会委員】

(氏名五十音順・敬称略)

氏 名	職 名 等	備 考
小山 かほる	オヤマ税理士法人 公認会計士・税理士	
熊谷 恒子	公益社団法人宮城県看護協会 認定看護管理者教育課程専任教員	
郷内 淳子	患者発・宮城版退院時サポートプロジェクト代表 (宮城県立病院機構評価委員会委員兼任)	
小林 康子	独立行政法人国立病院機構仙台西多賀病院小児科医 (重症心身障害医療センター長)	
齋藤 昌利	東北大学大学院医学系研究科産科学・胎児病態学分野 ／周産期医学分野教授	
土屋 滋	東北大学名誉教授	委員長
橋本 省	公益社団法人宮城県医師会副会長	副委員長